令和3年度 指定等文化財

1-1 国指定文化財(追加指定)

①記念物(史跡) 和歌山城

1 種別(区分) 記念物(史跡)

2 名称(員数) 和歌山城(追加指定後面積 209, 867. 24 m²)

既指定地 209,561.37 ㎡

追加指定地 305.87 m 合計 209,867.24 m

3 所有者 和歌山市

4 所在の場所 和歌山市一番丁3番 外16筆

和歌山市雑賀屋町東ノ丁67番、68番1、71番(追加指定)

5 指定年月日 昭和 6 年 3 月 30 日

平成 30 年 10 月 15 日 (追加指定) 令和元年 10 月 16 日 (追加指定) 令和 2 年 10 月 6 日 (追加指定) 令和 3 年 10 月 11 日 (追加指定)

(指定理由)

和歌山城は、和歌山県北部を流れる紀の川河口に近い左岸に位置する近世城郭である。和歌山城は天正 13 年 (1585) に羽柴秀吉が、弟の秀長に命じて現在の虎伏山(標高 48m)の山頂を中心に築城させたのが始まりである。その後、慶長 5 年 (1600) には、関ヶ原の戦いで徳川家康に味方した浅野幸長が紀伊国を拝領した。幸長は虎伏山の西峰に天守を建て、東峰と北麓に御殿を造営した。元和 5 年 (1619) には、徳川家康の十男である徳川頼宣が和歌山城主になり、元和 7 年より和歌山城の整備に着手し、砂の丸・南の丸を新たに造成した。以後、明治維新まで紀伊徳川家の居城であった。石垣と堀が良好に残っていることから昭和 6 年に史跡に指定された。指定時には大天守や小天守などの建物があったが、昭和 20年の空襲により岡口門(重要文化財)と追廻門を除いて焼失している。山頂には天守、一段下がった本丸には本丸御殿、本丸の北にある二の丸には大奥などがある二の丸御殿があり、その他に西の丸、南の丸、南西には砂の丸があった。

その後、和歌山市教育委員会によって昭和48年には西之丸庭園(名勝)の整備、昭和55年には大手門の復元整備、平成7年には整備計画の策定、平成11年に御橋廊下の発掘調査が行われた。また、平成20年度から27年度まで二の丸大奥の発掘調査が行われ、建物や庭園などの多くの遺構を検出している。

今回追加指定をしようとするのは、江戸時代に「扇の芝」と呼ばれた和歌山城の南西に位

置する芝地跡の一角である。扇の芝は頼宣の拡張に伴い形成された場所である。頼宣による拡張の前には砂丘が広がっていたが、南方からの防御のため砂岩の高石垣を築いて、砂の丸を造成した残りの部分が扇の芝と呼ばれた。弘化3年(1846)に焼失した天守の再建の際、ここに御普請所が設けられた。この城と一体の土地である扇の芝の条件の整った一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。



扇の芝 遠景